

返戻金制度について

当社の紹介により採用決定者（求職者）が入社後、一身上の都合又は自己の責めに帰すべき事由により退職に至った場合、受領した紹介手数料の一部を、下記の期間及び割合に定める金額を求人者へ返還致します。

【返戻金制度の返還率は、以下の通りとする。】

- ・入社後 1 ヶ月以内に退職した場合、 紹介手数料の 80 %返還
- ・入社後 3 ヶ月以内に退職した場合、 紹介手数料の 50 %返還

派遣先で就業中の派遣労働者を紹介することにより発生した紹介手数料や紹介予定派遣により発生した紹介手数料については、この返戻金制度は適用しません。

また、返戻金制度は別途、契約書や覚書等により取決めがある場合は、その内容を優先します。

【返戻金制度の返還の免責】

以下の項目に該当した場合、返還義務を免責とさせていただきます。

1. 求人者の採用決定者（求職者）に対する対応が、各種労働関連法令に違反し、それを理由に退職に至った場合
2. 職務転換、配置転換等に適応できず、退職に至った場合
3. 事業所移転により通勤が困難となり、退職に至った場合
4. その他、双方協議の上、返金の必要がないと判断された場合

以上

許可番号 14-ユ-300187
名称 株式会社ノース

有料職業紹介事業許可事業所	所在地
株式会社ノース	〒210-0006 神奈川県川崎市川崎区砂子一丁目2番4号
株式会社ノース 小田原営業所	〒250-0875 神奈川県小田原市南鴨宮3-6-13 天野ビル2階